

【件名】 A C T 政府発表：Greater Brisbane 以外の地域に存在する感染の可能性がある地点（Exposure site）に訪問歴のある人への対応（COVID-19 関連）

【ポイント】

- 3月30日、A C T 政府は、感染多発地域に指定した Greater Brisbane 以外の地域に存在する特定の地点を、Q L D 州政府及びN S W 州政府が、新たに、感染の可能性がある地点（Exposure site）として指定したことを受け、両州のHPを確認し、同地点に訪問歴のある人に対して、新型コロナウイルス検査を受け、自己隔離するなど、指定されている措置を執ることを求める旨発表しました。
- この感染の可能性がある地点（Exposure site）は随時更新されますので、両州に訪問歴のある人は、下記リンク先から最新の情報を入手するよう努めてください。

【本文】

1 A C T 政府の発表の概要は以下のとおりです。発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/covid-19-exposure-sites-outside-of-greater-brisbane>

（1）3月30日、A C T 政府は、感染多発地域に指定した Greater Brisbane 以外の地域に存在する特定の地点を、Q L D 州政府及びN S W 州政府が、新たに、感染の可能性がある地点（Exposure site）として指定したことを受け、両州のHPを確認し、同地点に訪問歴のある人に対して、新型コロナウイルス検査を受け、自己隔離するなど、指定されている措置を執ることを求める旨発表しました。

（2）具体的には、両州のHPに掲載されている濃厚接触地点（close contacts）を特定日時に訪問した人は、ただちに新型コロナウイルス検査を受けてその結果如何に関わらず14日間自己隔離する必要がある、軽度の接触地点（casual contacts）を特定日時に訪問した人は、ただちに新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果が出るまで自己隔離する必要があります。また、低リスクの接触地点（low risk contacts）に特定日時に訪問した人は、症状を観察し、症状がある場合は検査を受け、陰性の結果が出るまで自己隔離してください。

Q L D 州 保 健 局 : <https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

N S W 州 保 健 局 : <https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/covid-19/Pages/case-locations-and-alerts.aspx>

（3）また、上記（2）のいずれのケースについても、A C T 保健局に8時から20時の間に電話（0262077244）で申告する必要があります。電話での申告はイースター休暇中を含め毎日可能です。

（4）この感染の可能性がある地点（Exposure site）は随時更新されますので、両州に訪

問歴のある人は、上記リンク先から最新の情報を入手するよう努めてください。

2 A C T政府は、下記リンク先に、新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、最新情報は下記から確認するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語)：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (N S W州, N T (北部準州) 管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館 (V I C州, S A州, T A S州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館 (Q L D州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館 (W A州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>